

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 放射線障害の防止に関する規制の合理化を図るため、放射性同位元素等の規制に関する法律の規定の適用を受けない放射性同位元素の範囲を変更すること。
(第一条第二号関係)

第二 附則

- 一 この政令は、令和六年一月一日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
(附則第二項関係)